

たのしい手話講座



受講生募集



手話奉仕員とは

手話は、耳の不自由な方が日常使っている「ことば」です。「ことば」はコミュニケーションのひとつの手段です。手話奉仕員は、耳の不自由な方々が、地域で活動し、社会づくりに参加できるように、さまざまなお手伝いをします。

対象

18歳以上の稚内市民

受講料無料

さまざまなシーンで活躍！

医療・福祉・介護の分野はもちろんのこと、テレビや会議での通訳、そして、コミュニケーションを主とするサービス業において、手話は欠かせません。サービス業のプロを目指すためにも、手話を学んでみてはいかがでしょうか？



令和6年度手話奉仕員養成講座(入門課程)

日時: 令和6年7月2日から令和6年11月5日までの毎週火曜日
13時30分から15時30分まで(休講を挟みながら全15回程度の予定)
場所: 稚内市総合勤労者会館(稚内市大黒3丁目4-30)
申込先: 稚内市生活福祉部 社会福祉課 障がい福祉グループ
電話番号: 0162-23-6453
FAX: 0162-23-4038
申込期限: 令和6年6月14日(金)



令和6年度 稚内市手話奉仕員養成講座【入門課程】日程(予定)

回数	月日		時間	内容		会場
	曜日				詳細	
第1回	7月2日	(火)	13:30~14:00	開講式	開講式	稚内市総合 勤労者会館
				オリエンテーション	講座受講にあたる説明など	
			14:00~15:30	実技	<< 予定内容 >> 【実技】 ○伝え合ってみましょう ○自己紹介をしましょう ・名前を紹介しましょう ・家族を紹介しましょう ・数を使って話しましょう ・趣味について話しましょう ・仕事について話しましょう ・住所を紹介しましょう ○話してみよう ・一日のことを話しましょう ・一月のことを話しましょう ・一年のことを話しましょう ・パーティーのことを話しましょう ・旅行のことを話しましょう ・病院のことを話しましょう ・学校のことを話しましょう ・職場のことを話しましょう 【講義】 ○聴覚障害の基礎知識 ○障害者差別解消法について ○聴覚障害者の生活について ○要約筆記について ※上記の内容を基本に、実技と講義を織り交ぜながら、 必要な知識や技術を習得できるような内容とします。	
第2回 ~ 第14回	7月9日~10月29日 の毎週火曜日 ※期間中に数回の休講 を挟み、全15回程度の 日程を予定。		それぞれ 13:30~15:30	実技 と 講義		
第15回	11月5日	(火)	13:30~15:00	まとめ	まとめ学習・講座のふりかえり	
			15:00~15:30	閉講式	修了証書授与・閉講式	

受講を希望される方は、以下の申込用紙をご提出ください。

----- 切り取り線 -----

令和6年度 稚内市手話奉仕員養成講座【入門課程】 申込用紙

フリガナ		生年月日	年	月	日生
氏名					
住所	(〒 -)				
性別	男・女	電話番号			
上記のとおり申込みます。			令和 6 年 月 日		